

**衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査
参議院議員通常選挙**

7月6日

午前7時～午後6時

選挙の期日

投票日 七月六日

投票のできる人

《年齢要件》

七月六日（投票日）現在で満二十才以上の日本国民であること（昭和四十一年七月七日以前に生まれた人）。

《住所要件》

昭和六十一年六月二十日まで引き続き三ヶ月以上本町の住民基本台帳に記録されている人（昭和六十一年三月二十日までに転入届出の手続きを終わった人）。
※転入されて三ヶ月未満の人は本町では投票できませんが、前住所地を出て四ヶ月未満の場合には前住所地で投票することができます。

投票のしくみ

《投票の順序》

○投票は次の順序で行いそれぞれ設けられている投票箱に投票することになります。が、衆議院議員総選挙と参議院山口県選出議員

選挙では候補者個人に、参議院比例代表選挙では政党に投票することになりますのでご注意ください。

**① 衆議院議員総選挙
（候補者名）**

**② 最高裁判所裁判官
国民審査**

**③ 参議院山口県
選出議員選挙
（候補者名）**

**④ 参議院比例代表
選出議員選挙
（政党名）**

《投票用紙の色》

○衆議院議員総選挙
水色の紙に黒色のインク
○最高裁判所裁判官国民審査
うぐいす色の紙に黒色のインク

ク

○参議院山口県選出議員選挙
薄い黄色の紙に黒色のインク
○参議院比例代表選出議員選挙
白色の紙に赤色のインク

《投票所》

- 古市投票所
農村環境改善センター多目的ホール
- 黄波戸投票所
漁村センター多目的ホール
- 国広投票所
高齢者コミュニティセンター
― 住民ホール
- 野田投票所
野田公民館講堂

《投票時間》

午前七時から午後六時まで
入場券をもって、早目に投票をすませましょう。入場券をなくしたときは、投票所の受付に申し出てください。

代理投票

身体の不自由なため、自分で書くことができない人には、代理投票が認められています。投票所の係員にお申出ください。代理投票は、二人の投票補助者が決められ、一人が代筆し、他の一人がそれに立会って行われます。

点字投票

目の不自由な方は、点字によって投票することができます。遠慮なく係員にお申出ください。

開票

日時 七月七日、午前八時
場所 農村環境改善センター
多目的ホール

選挙公報

政見、写真などを記載した選挙公報が発行されますので、よく読んで候補者選びの参考にしてください。

クリーン選挙で、笑顔のニッポン



ます。投票補助者はその秘密を守らなければならないことになっています。

一票はあなたの声です心です